

塩原ダム湖を使用される方へのお願い

(使用される方は使用届を必ず提出してください)

塩原ダム湖で**エンジン動力**船舶を使用することは**遠慮願います**。

※塩原ダム湖は、那須塩原市や大田原市のかんがい用水として水を供給する「水がめ」です。エンジン動力船舶から事故等により油類が流出すると、その影響が甚大になることが懸念されますので、エンジン動力船舶の乗り入れは遠慮願います。

なお、塩原ダム湖には政令による湖面通航に関する規制がありますので、手漕ぎボート、カヌー等を使用する方はルールに従って使用してください。

- ① 通航**禁止**水域：**ダム堤体から上流約 200m** までの水域
(両岸に制限区域を示すポールが設置されています)
- ② 通航**制限**水域：ダム堤体約 **200m** から上流、**猿岩橋上流約 200m** まで
- ③ 通航**制限時間**：10：30～14：30まで
- ④ 通航制限速度：2ノット(約3.7km/h)以下
- ⑤ 使用禁止期間：6月15日から10月10日まで



※洪水調節により水位変動がある場合は使用規制をいたしますのでご協力ください。

※落石、倒木の危険があるため、がけ地へは接近しないでください。

※初心者だけによる湖面使用は、安全管理上ご遠慮願います。事故等の責任は当事務所では一切負いません。

※当日の使用届は受理できませんので、事前に下記へお問い合わせください。

ルールに違反すると河川法の規定により罰せられます。

河川はみんなのものです、ルールを守って楽しく使用しましょう。

(問合せ先) 塩原ダム管理所	0287-35-2626
矢板土木事務所ダム管理部	0287-44-2187
矢板土木事務所保全部 管理チーム	0287-44-2186